

令和元年10月1日から

保育所、認定こども園を利用する**3歳児から5歳児**までのお子様と**0歳児から2歳児**までの**住民税非課税世帯**のお子様の保育料が無償化されます。

保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全てのお子様**の保育料が無償化されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - 給食費、布団のリース代、延長保育料などは、保護者の負担になります（無償化となるのは基本の保育料のみ）。ただし、年収360万円未満相当世帯のお子様と全ての世帯の第3子以降のお子様については、給食費の内、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- **0歳児から2歳児までのお子様については、住民税非課税世帯を対象**として保育料が無償化されます。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳児から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

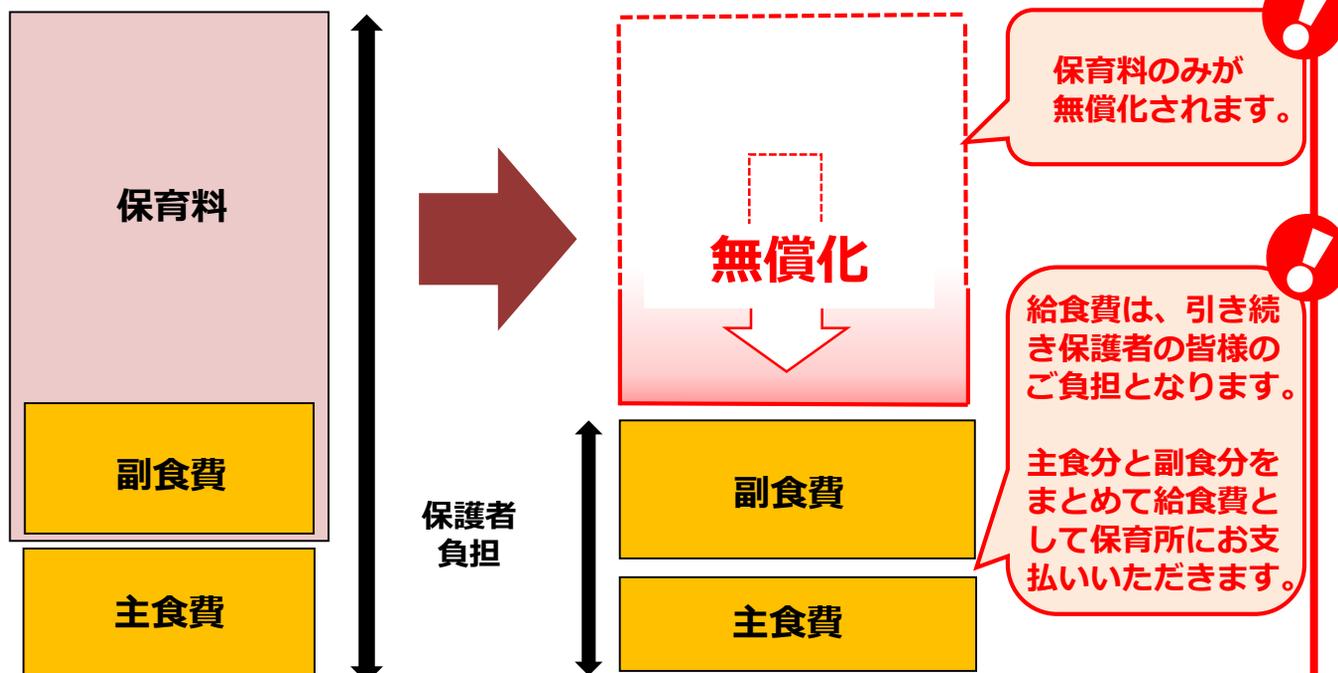
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

保育料無償化のイメージ

(例) 3歳児から5歳児のお子様

～これまで～

～無償化後～
(2019年10月以降)



※ただし、**年収360万円未満相当の世帯の全てのお子様と全ての世帯の第3子以降のお子様**については給食費のうち、**副食費**が免除されます。

【お問い合わせ】

大和郡山市保育課 保育園・こども園係
奈良県大和郡山市北郡山町248-4

TEL : 0743-53-1541

FAX : 0743-55-2351